

河長監第50-4号
平成28年11月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員
村治 規行
三島 克則

監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター

第2 監査対象期間

平成27年度及び平成28年度（4月から監査実施日まで）

第3 監査実施期間

平成28年9月23日（金）から平成28年11月24日（木）まで

第4 監査対象団体所管部局

環境経済部産業観光課

第5 監査項目及び手続き

監査対象団体の出納その他の事務について、定款及び経理規程等の諸規程が整備されているか、関係帳票の整備及び記帳は適切か、決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか、会計経理及び財産管理は適切か等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象団体の出納及び出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

公益社団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの経理について

河内長野市商工会（以下「商工会」という。）の事務職員Aは、公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の職員として多数の起案文書を作成し、決裁を行い、実際の業務を行っていました。商工会の事務職員Aについて、商工会職員として委託業務を行っているのか、センター職員として勤務しているのかを明確にし、その任用関係を整理する必要があります。

この商工会の事務職員Aには、商工会から給与等が支給されていましたが、センターの職員給与は、給与規程により無償とされていることから、平成27年度のセンターの正味財産増減計算書においては、人件費の実績が0円でした。職員の労働の対価としての給与は、労働基準法等により、無償とすることはできません。

他方、センターは、市費補助金交付規則に基づき、市から約216万円の補助金を受けていましたが、その事業の大半を商工会に約170万円で委託しており、その実態は、主にアルバイト職員の賃金相当額でした。また、産業観光課は、河内長野市商工会事業補助金交付要綱に基づき商工会に対し、勤労者福祉対策事業の人件費、事務経費等の2分の1を助成していました。センターと商工会の事務の区別を行い、センター及び商工会の財務諸表について、双方の調整を検討する必要があります。